

10-(1)	炭素繊維の輸出等に関する規制の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	外国為替及び外国貿易法 25条、48条 輸出貿易管理令 1条、別表第1 外国為替令 17条、別表
要望の具体的内容	<p>日本企業による炭素繊維の輸出および技術の提供については、諸外国の動向や仕向地における入手可能性を考慮し、他国との競争上不利な状況に置かれないう規制を緩和すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>炭素繊維およびその技術は、輸出令別表第1および外為令別表に掲げられている品目等に該当し、それらを輸出および提供する場合には、経済産業大臣の許可を受ける必要がある。非ホワイト国向け輸出や技術の提供は、許可されない現状にある。</p> <p>他方、中国や中東諸国をはじめ非ホワイト国における炭素繊維製品に対する需要拡大を見据えて、欧米の企業による、非ホワイト国への炭素繊維製造技術の提供や非ホワイト国における生産拠点の設置がなされていると聞いている。また、欧米諸国では炭素繊維の中国向け輸出が認められている例があるとも聞いており、国際競争力の点から日本企業は不利な状況に置かれかねず、他の国際レジーム参加国と同水準の運用となるよう、規制の見直しが必要である。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課

10-(2)	輸出管理内部規程(CP)の内容に関する柔軟性の確保
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	外国為替及び外国貿易法 55条の10 輸出者等遵守基準を定める省令 運用通達「輸出管理内部規程の届出等について」
要望の 具体的内容	輸出管理内部規程(CP)について、輸出者等遵守基準を満たしていれば、各企業の安全保障貿易管理体制に応じた内容を認めるべきである。
規制の現状と 要望理由	<p>輸出管理内部規程(CP)は、輸出者等が行う自主管理の手段のひとつであり、その策定・届出は任意であるものの、経済産業大臣への届出が包括許可の取得要件となっている。そのCPの内容については、企業の裁量は認められていないのが実状である。</p> <p>例えば、輸出者等遵守基準では、特定重要貨物等輸出者等は組織を代表する者の中から輸出等の業務を統括・管理する責任者(「統括責任者」)を選任する必要があると規定しているのみであるが、実際は、企業の場合、統括責任者は代表取締役であることが求められ、それが困難な場合には、その理由およびその妥当性を慎重に検討し、その旨を取締役会等での決議その他の適切な手続を経て明確にしておくことが必要とされている。社内体制に関するCPの規定について各企業の実態に応じた内容を認めることは、むしろ安全保障貿易管理の実効性を高める上で有益と考えられる。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易検査官室

10-(3)	規制品目番号体系の国際化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	外国為替及び外国貿易法 25条、48条 輸出貿易管理令 1条、別表第1 外国為替令 17条、別表
要望の具体的内容	わが国の規制品目番号体系について、国際レジームに準拠したEUの体系との整合をとるべきである。
規制の現状と要望理由	<p>業として輸出を行う者は、輸出する貨物や提供する技術が規制品目等に該当するか否かを確認すること(該当判定)が求められている。</p> <p>その際、わが国の規制品目番号体系が諸外国と異なるため、「規制品目番号の読み替えを行う必要がある」「貨物・技術が複数の規制品目番号に分類されている場合、いずれの番号が該当するかについて外国の取引企業との間で見解が異なる事例もある」など、海外子会社等における管理、海外顧客との取引、海外からの調達等に支障が生じている。</p> <p>そこで、国際レジームを踏まえEUで採用されている規制品目番号体系との整合をとることによって、安全保障貿易管理の実効性向上に資すべきである。昨年10月より、「政省令－EU規制リスト対比表」が経済産業省のホームページに公表されているが、わが国の規制品目番号体系の国際化に向けた具体的な作業工程表を明らかにすべきである。その際、併せて現行の複雑な法体系の簡素化に取り組むべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課

10-(4)	リスト規制品目等の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	外国為替及び外国貿易法 25条、48条 輸出貿易管理令 1条、別表第1 外国為替令 17条、別表
要望の具体的内容	既に多くの国で生産されている、あるいは容易に入手できる状況にある規制品等については規制対象から除外すべきである。
規制の現状と要望理由	<p>業として輸出を行う者は、輸出する貨物や提供する技術が規制品目等に該当するか否かを確認すること(該非判定)が求められている。その対象は広範に及ぶ一方、大半は非該当である。非該当であることを証明するために膨大な作業を行っているのが現状であり、その負担は大きい。</p> <p>他方、今日では技術の進歩・普及速度が格段に上がっており、多くの国で生産されている、あるいは、容易に入手可能な品目が依然として規制対象となっている。こうした実態を踏まえ、最近では米国やEU等において対象品目の削減に向けた規制の大幅な見直し作業が進められている。</p> <p>真に実効ある安全保障貿易管理を徹底するためにも、外国での入手可能性(Foreign Availability)等を考慮し規制対象品目等を不断に見直しすべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課

10-(5)	エンドユース・エンドユーザー規制への移行
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	外国為替及び外国貿易法 第25条、第48条 輸出貿易管理令 第1条 外国為替令 第17条
要望の具体的内容	<p>輸出する貨物もしくは提供する技術の最終用途・最終需要者について懸念度の高い取引を政府が特定し、当該情報を基に輸出者が許可申請を行う官民連携型のエンドユース・エンドユーザー規制へ移行すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>現行規制はリスト規制を柱としており、業として輸出を行う者は、輸出する貨物や提供する技術が規制対象品目等に該当するか否かを確認すること(該非判定)を求められている。</p> <p>「国際的な平和及び安全の維持」を妨げる貨物の輸出や技術の提供の阻止という、安全保障貿易管理の本来の目的に立ち返れば、大量破壊兵器等への転用や安全保障上の懸念が強い国家への流出防止に万全を期すことが重要であり、当該貨物・技術の最終用途や最終需要者の確認こそ重視されるべきである。そのような観点からは、現行の該非判定の如く、企業の判断や取組みに依存する仕組みは望ましくない。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課

10-(6)	貿易保険の民間保険会社への開放部分の拡大
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	貿易保険法第57条
要望の 具体的内容	<p>貿易保険法第57条には、「政府は、会計年度ごとに、日本貿易保険を相手方として、日本貿易保険が輸出手形保険以外の貿易保険を引き受けることにより、当該貿易保険の種類ごとにその保険金額の総額が一定の金額に達するまで、当該引受けによって日本貿易保険が負う保険責任について、政府と日本貿易保険との間に再保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。」と規定されているが、政府再保険を民間保険会社にも開放すべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>民間が参入している短期貿易保険分野において、民間再保険マーケットでは引受けできないリスクがあり(仕向国が紛争地域である場合など)、現状の制度のもとでは、保険の提供ができない場合がある。このような場合について、民間保険会社が国の再保険を利用できるようにご検討いただきたい。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省

10-(7)	わが国政府情報システムの海外展開促進に向けた官民の役割分担や著作権の扱いに関する環境整備
要望の視点	4.その他
規制の根拠法令	著作権法、産業技術力強化法19条
要望の具体的内容	<p>インフラ輸出の一環として、わが国政府の有する情報システムを途上国へ積極的に展開すべきである。そのために政府は、これらの情報システムの輸出に関する官民の役割分担や著作権の取扱いについて整理し、指針を策定する等、環境整備を行うべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>途上国へのインフラ輸出は重要な成長分野と目されているが、ハードだけでなく電子政府のようなソフトに対しても旺盛なニーズがあり、成長分野として推進すべきである。政府がインフラ輸出の一環としてトップセールスを行う際には、国と事業者の役割分担が必要となるが、そのための指針等が明確でない。また、ITサービス事業者が政府に納入した情報システムの著作権については、政府または政府と事業者の共有となっている場合が多く、事業者が独自に展開しにくい状況にある。</p> <p>この点に関してわが国には、いわゆる日本版バイドール法(産業技術力強化法19条)が存在するが、権利の帰属に関しては、最終的には国と事業者との契約に委ねられており、必ずしも事業者に著作権が帰属するとは限らない。また、著作権が国と事業者との共有になった場合、事業者が情報システムを海外に展開するためには、共有者である国の「許諾」を得る必要があるが、その手続が具体的にルール化されておらず、事業者は迅速に許諾を得る見込みのないまま、事業を行うリスクを負うことになる。</p> <p>したがって、政府がこうした情報システムの海外展開に関し、国と事業者との役割分担を含めた指針を定め、著作権についても権利の帰属や行使等について指針や具体的なルール作りを行う等、事業者が円滑に海外展開を行える環境整備を行うべきである。なお、今後海外展開が見込まれる情報システムとして、下記のようなものが例として考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍管理システム、住民記録システム・社会保障(年金・医療)システム ・(公金収納・給付に関わる)電子決済システム
制度の所管官庁及び担当課	IT戦略本部、総務省、経済産業省、文部科学省、文化庁